

勝山市活性化計画

福井県勝山市

(令和6年2月)

(令和7年2月)

令和8年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	勝山市活性化計画	都道府県名	福井県	市町村名	勝山市	地区名(※1)	勝山市	計画期間(※2)	令和6年度～令和9年度
-------	----------	-------	-----	------	-----	---------	-----	----------	-------------

<p>目 標 : (※3)</p> <p>域内での農産物の流通の拡大を図ることを目的として地元農産物の地域連携販売力強化施設(市場施設、飲食物販施設)を整備し、地域間交流の活性化の促進及び農業従事者の収益機会の増大を図る。</p> <p>具体的には、市場施設、飲食物販施設により地元農産物の販売額の増加、本件施設を含めた道の駅「恐竜渓谷かつやま」および周辺施設の交流人口の更なる増加を図る。</p> <p>定量的な目標: 今回の事業実施(市場施設、飲食物販施設の整備)を契機とし、供用開始3年後の令和9年度までの地域産物の販売額平均を39,460千円と想定し目標とする。また、今回の事業実施(市場施設、飲食物販施設の整備)を契機とし、供用開始3年後の令和9年度までの平均交流人口は12,079人に増加すると想定し目標とする。</p>									
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>勝山市は、福井県の北東部、奥越前エリアに位置し、県都福井市の東方約28kmの地点にある。県下最大河川九頭竜川が南東の大野市から西の永平寺町にかけて市の中心部を貫くように流れ、白山を主峰とする加越山地により北部は石川県白山市、小松市に隣接するほか、南西は福井市、北西は坂井市にその一部を接している。また、九頭竜川の河岸段丘上に広がる中心市街地と九頭竜川両岸の各支流沿いに点在する大小の集落が水と緑の豊かな田園都市を形成して、交通も国道157号線及び国道416号線を活かした石川県と岐阜県の物流拠点となっている。</p> <p>気候は、本市が周囲に山地をかかえた盆地に立地しているため、通年的に湿潤で冬期には1mを越す積雪をみる他、春には「ながす風」又は「辰巳風」と呼ばれる南東の風が勝山盆地に吹き込みフェーン現象を起こしていることから、内陸地で寒暖の差が大きい特徴を有している。</p> <p>農業は、良質米(こしひかり)や里芋、スイートコーン、メロン、水菜、妙金ナス等の複数の特産品を出荷している他、特産物の開発推進・販売奨励等を進めているところである。また、九頭竜川の豊富な水の恵みを受け、県内外から多くの釣りが客が訪れる等鮎の産地でも知られる。</p> <p>現状と課題</p> <p>勝山市内における農家戸数は減少傾向にあり、市の農業産出額もピーク時と比較して4割程度の減少が見られる等、勝山市内における農業の衰退は深刻な課題となっている。</p> <p>また、福井県内における農産物の流通環境については、2020年に福井県内の農協が合併したことにより、野菜の供給先がJA福井県のみとなり、「勝山市産」の野菜表記もなくなり、域内における農産物の流通量の縮小につながり、地域農業の衰退に更なる悪影響も考えられる。加えて、消費者(観光客や地元客)の地元食材の購入機会も減少し、勝山市産の地元食材の観光資源としての活用においても影響が考えられる。また、2024年に、水産分野において、淡水で養殖したサーモンを地域ブランド化を図ったところです。</p> <p>そのため、域内の農産物等の販売促進や他地域からの交流促進等、市全体の農業振興と水産業振興を併せた地域の活性化を図っていくことが課題となっている。</p> <p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>今後、北陸新幹線が福井県内に延伸されるとともに中部縦貫自動車道の福井県内区間の全線開通を控え、今後関東甲信越地域との高速交通網が格段に向上することになる。</p> <p>それに伴い、勝山市は恐竜博物館・かつやま恐竜の森や白山平泉寺等の観光施設を中心に地域全体での集客を目指し多様な施設整備を進めている。</p> <p>本事業により、道の駅「恐竜渓谷かつやま」の近隣地に勝山市で育まれた食材を活かし、観光客等の利用者と地域住民の交流促進を図る事を目的に地元農産物を取り扱う市場、飲食物販機能を主とした施設の整備と水産分野において淡水で養殖し、地域ブランド化したサーモンを加工販売する農林水産物処理加工処理施設(サーモン加工処理施設)への設備導入を行うことで、地域経済の発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現を図ることとする。</p>									

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
勝山市	勝山市	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	勝山市観光まちづくり(株)	有	イ	
勝山市	勝山市	地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型)(農林水産物処理加工施設)	勝山市観光まちづくり(株)	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
勝山市	勝山市	ちよいチャレ応援事業	構成員の8割以上が勝山市民で構成されている5人以上の団体	新たな特産品の創出のため、農産物の苗木等の購入を補助し、市場施設への出荷品目の増大を図る。
勝山市	勝山東南部地区	県営中山間地域総合整備事業	福井県	中山間地域の用排水路の改修、圃場の暗渠排水の新設により収量の増加を図る。

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業については、備考欄に「区域外で実施」と記載するほか、活用する農地法等の特例がある場合はその種類についても備考欄に記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

勝山市地区(福井県勝山市)	区域面積(※2)	4,397ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 当該区域は、区域面積 4,397haのうち、農地面積が占める割合は39.4%(農地面積1,736ha÷区域面積4,397ha)である。 また、当該区域内における全就業者数に対する農林漁業就業者数の割合(令和2年国勢調査)は10.4%(農林漁業464人/総数4,465人)であり、農業が重要な産業となっている。 農業については、現在も良質米や里芋等の生産が盛んであることや、豊かな自然を活かした地域特産品の開発を進めている他、本市を流れる九頭竜川の恵みによる鮎の産地として有名な地域であり、農林水産業の振興は重要で取り組みを行うべき地域であるといえる。</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 当該区域は、人口の減少(昭和60年から令和2年度までの統計で27%減少)や農業戸数の減少(同比較で64%減少)・人口の高齢化(令和2年時で37.4%)により、将来的に地域の過疎化が更に加速するものと危惧されるが、奥越地域の玄関口として国道、中部縦貫自動車道を活かした物流拠点であり、地域の活性化・農業振興の促進を図ることは、農山漁村の活性化を図るうえで必要不可欠であるものと認められる。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 本事業により整備を計画する地域連携販売力強化施設(市場施設、飲食物販施設)の建設予定地は勝山市の中央部に位置し、一級河川九頭竜川に接する用途区域内であるが、近接には本市の観光名所である恐竜博物館等があり、県内外からの観光客が多数訪れることから、これからの観光資源等と一本化した効果的な地域振興を図ることが、本区域の活性化に不可欠なものである。 また、建設予定地は恐竜溪谷かつやまエリア地区計画により、建築してはいけない建築物として、住宅等の建築物の用途を制限し、市内への周遊を促す交流拠点として位置づけており、市場施設、飲食物販施設として将来的にも運営が持続することが見込まれることから、市街地を形成している区域でない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の内外	市街化調整区域の内外		
①	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	18番21	宅地	宅地	80.92				
②	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	18番23	宅地	宅地	75.09				
③	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	18番31	宅地	宅地	99.12				
④	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	18番32	宅地	宅地	44.34				
⑤	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	18番33	宅地	宅地	41.94				
⑥	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	18番34	宅地	宅地	375.57				
⑦	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	21番4	宅地	宅地	362.13				
⑧	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	21番28の一部	宅地	宅地	200.59				435.02㎡の一部
⑨	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	21番32	宅地	宅地	91.5				
⑩	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	39番	宅地	宅地	44.6				
⑪	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	40番	宅地	宅地	21.31				
⑫	勝山市荒土町松ヶ崎1字上之島	38番	宅地	宅地	10.27				
⑬	勝山市荒土町松ヶ崎2字玉川	6番9	宅地	宅地	18.91				
⑭	勝山市荒土町松ヶ崎2字玉川	7番	原野	宅地	42.7				69㎡の一部
⑮	勝山市荒土町松ヶ崎2字玉川	8番11	宅地	宅地	50.57				
⑯	勝山市荒土町松ヶ崎2字玉川	9番2	宅地	宅地	22.96				
⑰	勝山市荒土町松ヶ崎2字玉川	11番2	宅地	宅地	16.91				
⑱	勝山市荒土町松ヶ崎2字玉川	24番	宅地	宅地	8.9				
⑲	勝山市郡町3丁目	801番地	宅地	宅地	734				店舗床面積83.21㎡

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類の	(当該施設が農振法上の農用地等に該当する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号(土地の所在)(※6)	備考
①	新築	地域連携販売力強化施設(市場施設、飲食物販施設)		実施設計1式、建設工事1式、外構工事1式 延床面積499.23m ² (市場施設190.46m ² +飲食物販施設280.61m ² +事務所28.16m ²)+外構754m ²	18番21、23、31、32、33、34、21番4、28、32、39番、40番、38番 6番9、7番、8番11、9番2、11番2、24番	
②	設備導入	地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型) (農林水産物処理加工施設)		設備導入 1式、電気工事 1式	801番地	

【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。
また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ		
規則第7条第1号ト	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号チ		

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)

(2) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(3) 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

(4) 当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

(5) 当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)

(6) その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ		
規則第7条第1号ト	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号チ		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面
- (2) 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。
- (3) その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名: _____ (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

--

(2) 目標

--

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
<input type="checkbox"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支交付金)
<input type="checkbox"/>	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支交付金)
<input type="checkbox"/>	2号事業(中山間等地域等直接支交付金)
<input type="checkbox"/>	3号事業(環境保全型農業直接支交付金)

② 実施区域

--

(2) 活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2) 活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1) 農業生産活動の内容(※4)

--

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2) 1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
農地維持支払	年度	年度
資源向上支払(共同)	年度	年度
資源向上支払(長寿命化)	年度	年度
中山間地域等直接支払	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休農 地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	a	a	a		a	a
中山間直払	a	a	a	a		
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	a	a
取組 面積 (※2)						a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	km	km	箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のIVの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする。

(別添)

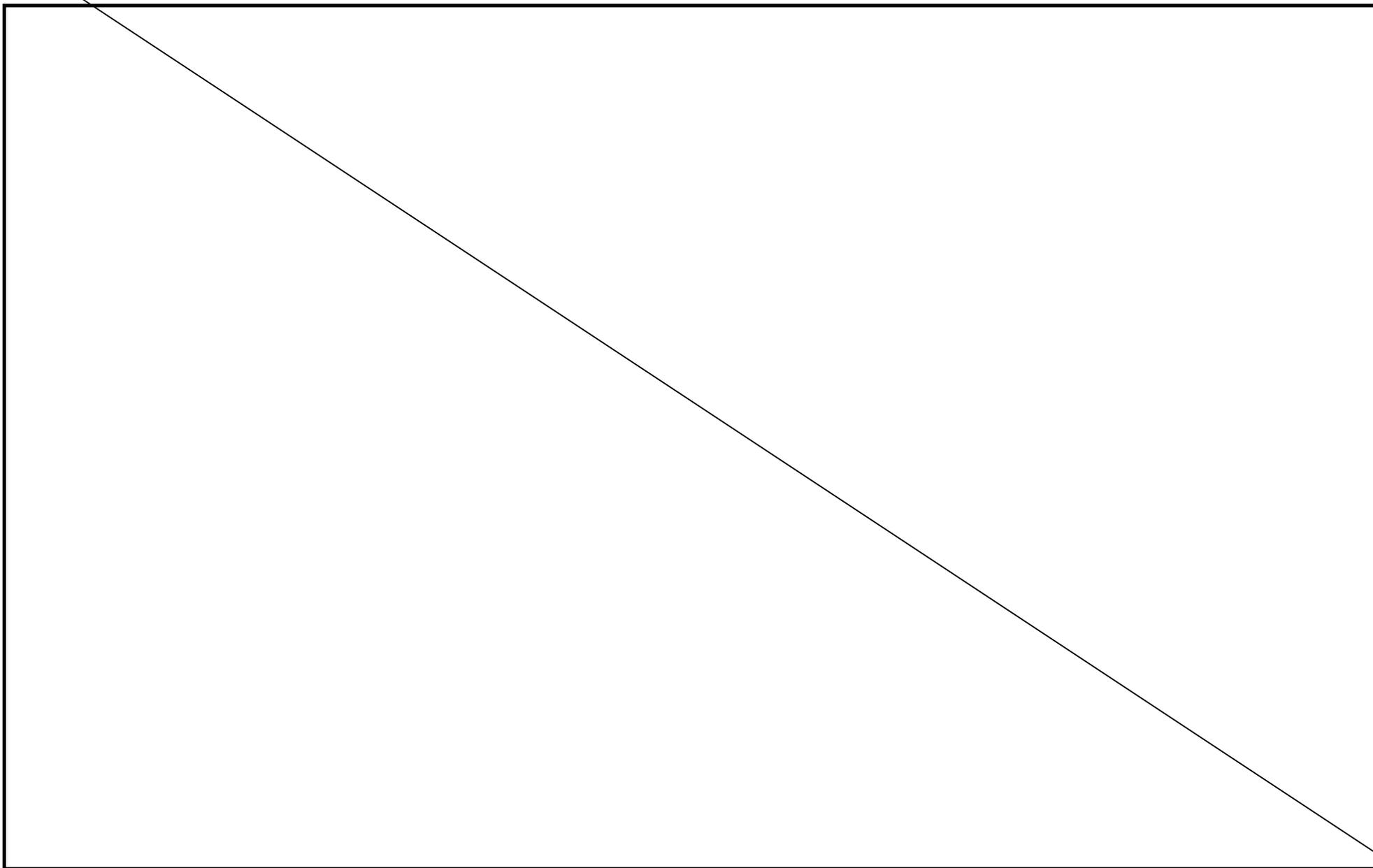
実施区域位置図

組織名称:

1号事業(多面支払)

2号事業(中山間直払)

3号事業(環境直払)



10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画目標達成については、市場施設、飲食物販施設の整備及びサーモン加工処理施設への設備導入による地域産物の販売額の増加、交流人口の増加に着眼し、評価・検証を行う。販売額については、近隣の同規模市場の令和2年度から令和4年度までの販売額の平均値を基礎として、令和6年度から整備する市場の令和9年度から令和11年度までの販売額の平均値の比較とサーモン加工処理施設への設備導入による令和9年度の目標販売額を基礎として、令和9年度から令和11年度までの販売額の平均値の比較により評価を行う。

交流人口については、令和2年度から令和4年度までの計画区域外からの区域内観光施設への入込客数の平均値と令和7年度から令和9年度までの飲食物販施設及び区域内観光施設への入込客数の平均値の比較により評価を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。

農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。